柏崎刈羽原子力発電所第6号機	幾 設計及び工事計画審査資料
資料番号	KK6 基-075 改 0
提出年月日	2023年10月2日

# 基本設計方針に関する説明資料 【第75条 監視測定設備】

- ・要求事項との対比表 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)
- ・各条文の設計の考え方 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

【第75条 監視測定設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	/#t +#
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備 考
		ロ 発電用原子炉施設の一般構造	8. 放射線管理施設		
		(3) その他の主要な構造	8.1.2 重大事故等時		
(監視測定設備)		(z) 監視設備	8.1.2.1 概要		
第七十五条 発電用原子炉施設	重大事故等が発生した場合に発電所及	重大事故等が発生した場合に発電所及	重大事故等が発生した場合に発電所及	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
には、重大事故等が発生した場	びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	現の違いによる差異あり。	1.1 放射線管理用計測装置
合に工場等及びその周辺(工場	において,発電用原子炉施設から放出され	において発電用原子炉施設から放出され	において発電用原子炉施設から放出され	・要求事項に対する設計の明	
等の周辺海域を含む。) において	る放射性物質の濃度及び放射線量を監視	る放射性物質の濃度及び放射線量を監視	る放射性物質の濃度及び放射線量を監視	確化。	
発電用原子炉施設から放出され	し,及び測定し,並びにその結果を記録す	し,及び測定し,並びにその結果を記録す	し,及び測定し,並びにその結果を記録す		
る放射性物質の濃度及び放射線	るために、移動式周辺モニタリング設備を	<u>るために</u> 必要な重大事故等対処設備 <u>を保</u>	るために必要な重大事故等対処設備を保		
量を監視し、及び測定し、並びに	保管する設計とする。	<u>管する。①-1</u>	管する。◇ (①-1)		
その結果を記録することができ	①-1【75条1】				
る設備を施設しなければならな					
い。①、③、④、⑥、⑦	重大事故等が発生した場合に発電所に	重大事故等が発生した場合に発電所に	重大事故等が発生した場合に発電所に	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	おいて,風向,風速その他の気象条件を測	おいて風向,風速その他の気象条件を測定	おいて風向,風速その他の気象条件を測定	現の違いによる差異あり。	1.1 放射線管理用計測装置
【解釈】	定し,及びその結果を記録するために,環	し,及びその結果を記録するために必要な	し,及びその結果を記録するために必要な	・要求事項に対する設計の明	
1 第1項に規定する「発電用	境測定装置を保管する設計とする。	重大事故等対処設備 <u>を保管する。</u> ②-1	重大事故等対処設備を保管する。◇ (②-	確化。	
原子炉施設から放出される放射	②-1【75条2】		1)		
性物質の濃度及び放射線量を監		チ 放射線管理施設の構造及び設備	放射線管理設備(重大事故等時)の保管,		
視し、及び測定し、並びにその結		(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	設置又は使用場所の概要図を第8.1-2図		
果を記録することができる設		(iii)放射線監視設備	から第8.1-6図に示す。�		
備」とは、以下に掲げる措置又は		重大事故等時の使用済燃料プール上部			
これらと同等以上の効果を有す		の空間線量率を測定するための使用済燃	使用済燃料プールに係る重大事故等に		
る措置を行うための設備をい		料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低	より,使用済燃料プール上部の空間線量率		
う。		レンジ) については, ニ,(3),(ii)使用済	が変動する可能性のある範囲にわたり測		
		燃料貯蔵プールの冷却等のための設備に	定するために必要な重大事故等対処設備		
a)モニタリング設備は、炉心の		記載する。3	を設置する。۞		
著しい損傷及び原子炉格納容器		重大事故等時の原子炉格納容器内の放			
の破損が発生した場合に放出さ		射線量率を測定するための格納容器雰囲	重大事故等が発生し、計測機器(非常用		
れると想定される放射性物質の		気放射線モニタを設ける。 4	のものを含む。)の故障により、当該重大		
濃度及び放射線量を測定できる			事故等に対処するために監視することが		
ものであること。①, ③, ④			必要なパラメータである原子炉格納容器		
			内の放射線量率を計測又は監視及び記録		
b) 常設モニタリング設備 (モニ			するために必要な重大事故等対処設備を		
タリングポスト等) が機能喪失			設置する。↔		

要求事項との対比表

## 【第75条 監視測定設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属	机工初由注册	安不事項との別		小果亦更許可 + 大火甘淮中山	
	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備 考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
しても代替し得る十分な台数の		格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化			
モニタリングカー又は可搬型代			ベント系の排出経路における放射性物質		
替モニタリング設備を配備する			濃度を測定するために必要な重大事故等		
こと。①, ③, ④		放射線モニタ及び耐圧強化ベント系放射	対処設備を設直する。∜		
V(-1		線モニタについては, リ, (3), (iii) d. 水素			
c)常設モニタリング設備は、代		爆発による原子炉格納容器の破損を防止			
替交流電源設備からの給電を可		するための設備に記載する。③			
能とすること。⑥			5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内へ		
			の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又		
2 発電用原子炉施設には、重			は防止するための加圧判断ができるよう,		
大事故等が発生した場合に工場		放射線量を監視,測定するための可搬型工	放射線量を監視,測定するために必要な重		
等において風向、風速その他の		リアモニタ(対策本部・待機場所)(6号及	大事故等対処設備を保管する。◆		
気象条件を測定し、及びその結		び7号炉共用) については, ヌ,(3),(vi)			
果を記録することができる設備		緊急時対策所に記載する。3			
を施設しなければならない。					
2, 5		[常設重大事故等対処設備]			
		使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レ			
一以下余白一		ンジ・低レンジ) 2			
		(「使用済燃料プールの冷却等のための設			
		備」及び「計測制御系統施設」と兼用)			
		高レンジ			
		個 数 1			
		低レンジ			
		個 数 1			
		格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)			
		(「計測制御系統施設」と兼用)			
		個 数 2			
		格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)			
		(「計測制御系統施設」と兼用)			
		個 数 2			
		フィルタ装置出口放射線モニタ2			
		(「計測制御系統施設」及び「水素爆発に			
		よる原子炉格納容器の破損を防止するた			
	l		<u>l</u>	1	

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対比	L衣	:前回提出時か	りの友文画の
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VHI △¬
		めの設備」と兼用)			
		個 数 2			
		耐圧強化ベント系放射線モニタ			
		(「計測制御系統施設」及び「水素爆発に			
		よる原子炉格納容器の破損を防止するた			
		めの設備」と兼用)			
		個 数 2			
		[可搬型重大事故等対処設備]			
		可搬型エリアモニタ(対策本部)(6 号及			
		び7号炉共用)2			
		(「緊急時対策所」と兼用)			
		個 数 1 (予備 1※)			
		可搬型エリアモニタ(待機場所)(6 号及			
		び 7 号炉共用) 2			
		(「緊急時対策所」と兼用)			
		個 数 1 (予備 1※)			
		※「対策本部」と「待機場所」で兼用			
		(2) 屋外管理用の主要な設備の種類			
		重大事故等が発生した場合に発電所及			
		びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)			
		において発電用原子炉施設から放出され			
		る放射性物質の濃度及び放射線量を監視			
		し、及び測定し、並びにその結果を記録す			
		るために必要な重大事故等対処設備を保			
		管する。□ (①-1) 重大事故等が発生した			
		場合に発電所において風向,風速その他の			
		気象条件を測定し,及びその結果を記録す			
		るために必要な重大事故等対処設備を保			
		管する。① (②-1)			
				ı	

赤色: 株式-0 に関うる記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

		要求事項との対	比表	: 前回提出時力	いらの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	<b>进</b>
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	重大事故等が発生した場合に発電所及	重大事故等が発生した場合に発電所及		・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)		現の違いによる差異あり。	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	において,発電用原子炉施設から放出され	において発電用原子炉施設から放出され		・要求事項に対する設計の明	ング設備
	る放射性物質の濃度 (空気中, 水中, 土壌	る放射性物質の濃度及び放射線量を監視		確化。	
	中)及び放射線量を監視するための移動式	し、及び測定し、並びにその結果を記録す			
	周辺モニタリング設備として使用する	るための設備として,可搬型モニタリング			
	NaI シンチレーションサーベイメータ (「7	ポスト, 可搬型放射線計測器及び <u>小型船舶</u>			
	号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。)),	<u>(海上モニタリング用)</u> を設ける。①-2			
	GM 汚染サーベイメータ (「7 号機設備, 6,7				
	号機共用」(以下同じ。)), ZnS シンチレー				
	ションサーベイメータ (7 号機設備, 6,7				
	号機共用)及び電離箱サーベイメータ (7				
	号機設備,6,7号機共用)を設け,測定結				
	果を記録し、保存できるように測定値を表				
	示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素				
	サンプラ (「7 号機設備, 6,7 号機共用, 5				
	号機に保管」(以下同じ。))(個数2(予備				
	1)) 及び小型船舶(海上モニタリング用)		8.1.2.2 設計方針		
	(7号機設備,6,7号機共用,屋外に保管)		(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測		
	(個数 1 (予備 1)) を保管する設計とす		定に用いる設備		
	る。		a. 可搬型モニタリングポストによる放		①-3 引用元: P7, ①-4 引用元
	①-2, ①-3, ①-4, ①-5【75条3】		射線量の測定及び代替測定		P10, ①-5 引用元: P20
	モニタリングポスト(「1 号機設備,	モニタリング・ポストが機能喪失した場	モニタリング・ポストが機能喪失した場	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	1,2,3,4,5,6,7号機共用」(以下同じ。))が	合にその機能を代替する重大事故等対処	合にその機能を代替する重大事故等対処	現の違いによる差異あり。	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	機能喪失した場合にその機能を代替する	設備として,可搬型モニタリングポスト	設備として,可搬型モニタリングポストを	・要求事項に対する設計の明	ング設備
	移動式周辺モニタリング設備として使用	は,重大事故等が発生した場合に,発電所	使用する。	確化。	
	する可搬型モニタリングポスト(「7 号機	敷地境界付近において,発電用原子炉施設	可搬型モニタリングポストは,重大事故		
	設備, 6,7 号機共用」(以下同じ。)) を設	から放出される放射線量を監視し,及び測	等が発生した場合に,発電所敷地境界付近		
	け,重大事故等が発生した場合に,周辺監	定し,並びにその結果を記録できる設計と	において,発電用原子炉施設から放出され		
	視区域境界付近において,発電用原子炉施	③-1 し、モニタリング・ポストを代替し	る放射線量を監視し,及び測定し,並びに		
	設から放出される放射線量を監視し,及び	得る十分な個数を保管する。3-3	その結果を記録できる設計とし、モニタリ		
	測定し,並びにその結果を記録できる設計		ング・ポストを代替し得る十分な個数を保		
	とする。		管する。 ◆ (③-1)		
	③-1【75条4】				

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

		要求事項との対		:前回提出時か	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加
	可搬型モニタリングポストは, 重大事故	また, 可搬型モニタリングポストは, 重	また,可搬型モニタリングポストは,重	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	等が発生した場合に,発電所海側及び5号	大事故等が発生した場合に,発電所海側及	大事故等が発生した場合に,発電所海側及	現の違いによる差異あり。	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	機原子炉建屋内緊急時対策所(「7 号機設	び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近	び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近	・要求事項に対する設計の明	ング設備
	備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同	等において,発電用原子炉施設から放出さ	等において,発電用原子炉施設から放出さ	確化。	
	じ。)) 付近等において,発電用原子炉施設	れる放射線量を監視し、及び測定し、並び	れる放射線量を監視し,及び測定し,並び		
	から放出される放射線量を監視し,及び測	にその結果を記録できる設計とする。3-	にその結果を記録できる設計とする。 <b>◇</b>		
	定し,並びにその結果を記録できる設計と	2	(3-2)		
	するとともに、5号機原子炉建屋内緊急時				
	対策所内への希ガス等の放射性物質の侵				
	入を低減又は防止するための判断に用い				
	る設計とする。				
	③-2【75条5】				
	可搬型モニタリングポストは, モニタリ	可搬型モニタリングポストの指示値は,	可搬型モニタリングポストの指示値は、	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	ングポストを代替し得る十分な個数を保	無線により伝送し,5号炉原子炉建屋内緊	無線により伝送し, 5 号炉原子炉建屋内緊	現の違いによる差異あり。	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	管する設計とする。また、指示値は、衛星	急時対策所で監視できる設計とする。 ③-	急時対策所で監視できる設計とする。◆	・要求事項に対する設計の明	ング設備
	回線により伝送し,5号機原子炉建屋内緊	4	(3-4)	確化。	
	急時対策所でデータ処理装置(可搬型モニ				
	タリングポスト及び可搬型気象測定装置				
	用)(「7号機設備,6,7号機共用,5号機				
	に設置」(以下同じ。)) のうち表示部にて				
	監視できる設計とする。				③-3 引用元: P4
	③-3, ③-4【75条6】				
	可搬型モニタリングポストの記録は,電		可搬型モニタリングポストで測定した	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存		放射線量は,電源喪失により保存した記録	現の違いによる差異あり。	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	した記録が失われず,必要な容量を保存で		が失われないよう,電磁的に記録,保存す	・要求事項に対する設計の明	ング設備
	きる設計とする。		る設計とする。また、 <u>記録は必要な容量を</u>	確化。	
	③-5【75条7】		<u>保存できる設計とする。</u> ③-5		
			可搬型モニタリングポストの電源は, 蓄		
			電池を使用する設計とする。◈		
	1				
			主要な設備は,以下のとおりとする。		
			・可搬型モニタリングポスト◇ ( <b>①-2</b> )		

赤色: 様式-6 に関する記載 (付番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

関す オ	上車項	上	の対比表	
$\sim$	I <b>、</b> 十 . 2		V / /	

		安水争頃との別		I	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	UIU J
			b. 可搬型放射線計測器による空気中の		
			放射性物質の濃度の代替測定		
	放射能観測車のダスト・よう素サンプ	放射能観測車のダスト・よう素サンプ	放射能観測車のダスト・よう素サンプ	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	ラ,よう素測定装置又はGM 計数装置が機	ラ,よう素測定装置又は GM 計数装置が機	ラ,よう素測定装置又は GM 計数装置が機	現の違いによる差異あり。	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	能喪失した場合にその機能を代替する重	能喪失した場合にその機能を代替する重	能喪失した場合にその機能を代替する重	・要求事項に対する設計の明	ング設備
	大事故等対処設備として使用する可搬型	大事故等対処設備として、可搬型放射線計	大事故等対処設備として,可搬型放射線計	確化。	
	ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレー	測器は、重大事故等が発生した場合に、発	測器◆ (4-1) (ダスト・よう素サンプラ		
	ションサーベイメータ, GM 汚染サーベイ	電所及びその周辺において,発電用原子炉	の代替として <u>可搬型ダスト・よう素サンプ</u>		
	メータを設け,重大事故等が発生した場合	施設から放出される放射性物質の濃度(空	<u>ラ,</u> よう素測定装置の代替として <u>NaI シン</u>		
	に,発電所及びその周辺において,発電用	気中)を監視し、及び測定し、並びにその	<u>チレーションサーベイメータ</u> GM 計数装		
	原子炉施設から放出される放射性物質の	結果を記録できるように測定値を表示す	置の代替として GM 汚染サーベイメータ)		
	濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並	る設計とし,放射能観測車を代替し得る十	<b>④-2</b> を使用する。		
	びにその結果を記録し、保存できるように	<u>分な個数を保管する。</u> 4-1			
	測定値を表示できる設計とし,放射能観測		可搬型放射線計測器は,重大事故等が発		
	車を代替し得る十分な個数を保管する設		生した場合に,発電所及びその周辺におい		
	計とする。		て,発電用原子炉施設から放出される放射		
	④-1, ④-2【75条8】		性物質の濃度(空気中)を監視し,及び測		
			定し,並びにその結果を記録できるように		
			測定値を表示する設計とし,放射能観測車		
			を代替し得る十分な個数を保管する。 💠		
			(4-1)		
			可搬型放射線計測器のうち NaI シンチ		
			レーションサーベイメータ及び GM 汚染サ		
			ーベイメータの電源は、乾電池を使用する		
			設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ		
			の電源は、蓄電池を使用する設計とする。		
			<b>6</b>		
			主要な設備は、以下のとおりとする。		
			・可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よ		
			う素サンプラ, NaI シンチレーションサー		
			ベイメータ, GM 汚染サーベイメータ) ◊		
			(4-2)		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	比表	: 前回提出時か	ちの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII ⁴¬
			c. 可搬型放射線計測器等による放射性		
			物質の濃度及び放射線量の測定		
			重大事故等が発生した場合に,発電所及		
			びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)		
			において,発電用原子炉施設から放出され		
			る放射性物質の濃度(空気中,水中,土壌		
			中)及び放射線量を測定するための重大事		
			故等対処設備として,可搬型放射線計測器		
			及び小型船舶 (海上モニタリング用) を使		
			用する。 <b>(①-2)</b>		
		放射性物質の濃度及び放射線量を測定	可搬型放射線計測器は,重大事故等が発		
		するための重大事故等対処設備として,可	生した場合に、発電所及びその周辺(発電		
		搬型放射線計測器は,重大事故等が発生し	所の周辺海域を含む。) において, 発電用		
		た場合に,発電所及びその周辺(発電所の	原子炉施設から放出される放射性物質の		
		周辺海域を含む。)において,発電用原子	濃度(空気中,水中,土壌中)及び放射線		
		炉施設から放出される放射性物質の濃度	量を監視し、及び測定し、並びにその結果		
		(空気中,水中,土壌中)及び放射線量を	を記録できるように測定値を表示する設		
		監視し,及び <u>測定</u> し,並びにその <u>結果を記</u>	計とする。◇ (①-3) 発電所の周辺海域に		
		録できるように測定値を表示する設計と	おいては,小型船舶(海上モニタリング用)		
		<u>する。①-3</u> 発電所の周辺海域においては,	を用いる設計とする。◆ (①-2)		
		小型船舶 (海上モニタリング用) を用いる			
		設計とする。 1 (2-1)			
			1		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

		安水争頃との対		<u>_</u>	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			可搬型放射線計測器のうち NaI シンチ		
			レーションサーベイメータ, GM 汚染サー		
			ベイメータ, ZnS シンチレーションサーベ		
			イメータ及び電離箱サーベイメータの電		
			源は, 乾電池を使用する設計とし, 可搬型		
			ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池		
			を使用する設計とする。 🌕		
			主要な設備は、以下のとおりとする。		
			・可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よ		
			う素サンプラ, NaI シンチレーションサー		
			ベイメータ, GM 汚染サーベイメータ, ZnS		
			シンチレーションサーベイメータ, 電離箱		
			サーベイメータ)		
			・小型船舶 (海上モニタリング用) 💠 🕕		
			-2)		
	これらの設備は、炉心の著しい損傷及び	これらの設備は、炉心の著しい損傷及び	これらの設備は、炉心の著しい損傷及び	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	放射線管理施設
	原子炉格納容器の破損が発生した場合に	原子炉格納容器の破損が発生した場合に	原子炉格納容器の破損が発生した場合に	・要求事項に対する設計の明	1.1.4 移動式周辺モニタリ
	放出されると想定される放射性物質の濃	放出されると想定される放射性物質の濃	放出されると想定される放射性物質の濃	確化。	ング設備
	度及び放射線量を測定できる設計とする。	度及び放射線量を測定できる設計とする。	度及び放射線量を測定できる設計とする。		
	④-3【75条9】	<b>4</b> -3	♦ (④-3)		
			(2) 風向,風速その他の気象条件の測定に		
			用いる設備		
			a. 可搬型気象観測装置による気象観測		
			項目の代替測定		!

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第75条 監視測定設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	<u></u>	要求事項との対			
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1/用 /与
	重大事故等が発生した場合に発電所に	重大事故等が発生した場合に発電所に	気象観測設備が機能喪失した場合にそ	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	おいて, 風向, 風速その他の気象条件を測	おいて風向,風速その他の気象条件を測定	の機能を代替する重大事故等対処設備と	現の違いによる差異あり。	1.1.5 環境測定装置
	定し,及びその結果を記録するための設備	し,及びその結果を記録するための設備と	して,可搬型気象観測装置を使用する。 ♦	・要求事項に対する設計の明	
	として, 可搬型気象観測装置 (「7 号機設	して,可搬型気象観測装置を設ける。2-	(⑤-1)	確化。	
	備, 6,7 号機共用,屋外に保管」(以下同	2			
	じ。))(個数1(予備1))を設ける設計と				
	する。				②-3 引用元:P10
	②-2, ②-3【75条10】				
	!				
	気象観測設備(「7号機設備,	気象観測設備が機能喪失した場合にそ	可搬型気象観測装置は,重大事故等が発	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが、表</li></ul>	放射線管理施設
	1,2,3,4,5,6,7号機共用,1号機に設置」)	の機能を代替する重大事故等対処設備と	生した場合に,発電所において風向,風速	現の違いによる差異あり。	   1.1.5 環境測定装置
	が機能喪失した場合にその機能を代替す	して、可搬型気象観測装置は、重大事故等	その他の気象条件を測定し,及びその結果	<ul><li>要求事項に対する設計の明</li></ul>	
	る重大事故等対処設備として使用する可		   を記録できる設計とし, 気象観測設備を代	確化。	
	搬型気象観測装置は、重大事故等が発生し	一	   替し得る十分な個数を保管する。◇ (2-		
	た場合に発電所において, 風向, 風速その		2, ⑤-1)		
	他の気象条件を測定し,及びその結果を記				
	録できる設計とする。				
	⑤ <b>−1【</b> 75条11】				
	,				
	可搬型気象観測装置の指示値は, 衛星回	   可搬型気象観測装置の指示値は,無線に	可搬型気象観測装置の指示値は,無線に	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが,表</li></ul>	   放射線管理施設
	線により伝送し,5号機原子炉建屋内緊急		  より伝送し,5号炉原子炉建屋内緊急時対	現の違いによる差異あり。	   1. 1. 5 環境測定装置
		<del></del>	   策所で監視できる設計とする。◇ (⑤-2)		
	リングポスト及び可搬型気象測定装置用)			確化。	
	のうち表示部にて監視できる設計とする。		可搬型気象観測装置で測定した風向,風		
	<b>⑤−2【</b> 75条 12】		速その他の気象条件は、電源喪失により保	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが,表</li></ul>	   放射線管理施設
	,		をした記録が失われないよう、電磁的に記		   1.1.5 環境測定装置
	可搬型気象観測装置の記録は,電磁的に		録,保存する設計とする。また,記録は必		
	記録,保存し,電源喪失により保存した記		要な容量を保存できる設計とする。 <b>5-3</b>	確化。	
	録が失われず、必要な容量を保存できる設				
	計とする。		   可搬型気象観測装置の電源は, 蓄電池を		
	⑤−3【75条 13】		使用する設計とする。		
			主要な設備は、以下のとおりとする。		
	!		<ul> <li>可搬型気象観測装置◆ (2-2)</li> </ul>		
	!		THAT I WAS IN THE STATE OF THE		
	!				

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第75条 監視測定設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	凡衣	: 前回提出時か	1000发史回归
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加持
			(3) モニタリング・ポストの代替交流電		
			源設備		
	モニタリングポストは,重大事故等が発	<u>モニタリング・ポストは、</u> 常用所内電源	モニタリング・ポストは、常用所内電源	・同趣旨の記載ではあるが、表	放射線管理施設
	生した場合には、代替電源設備であるモニ	に接続しており,常用所内電源が喪失した	に接続しており,常用所内電源が喪失した	現の違いによる差異あり。	1.1.3 固定式周辺モニタリ
	タリングポスト用発電機(「7 号機設備,	場合は,代替交流電源設備であるモニタリ	場合は,代替交流電源設備であるモニタリ	・要求事項に対する設計の明	ング設備
	6,7 号機共用」(以下同じ。))から給電で	ング・ポスト用発電機から給電できる設計	ング・ポスト用発電機から給電できる設計	確化。	
	きる設計とする。	<u>とする。</u> ⑥-1	とする。 ◇ (⑥-1)		
	<b>⑥−1【</b> 75条 14】				
		[常設重大事故等対処設備]			
	モニタリングポスト用発電機は,モニタ	モニタリング・ポスト用発電機(6 号及び	<u>モニタリング・ポスト用発電機は、</u> 定期的	・同趣旨の記載ではあるが、表	非常用電源設備
	リングポスト用発電機1台により,3台の	7 号炉共用) 2	に燃料を給油することで、モニタリング・	現の違いによる差異あり。	2.4.1 監視測定設備用電源
	モニタリングポストに給電できる設計と	個 数 3	ポストでの監視,及び測定,並びに記録を	・要求事項に対する設計の明	設備
	する。		継続できる設計とする。 6-2	確化。	
	<b>⑥−2【</b> 75条 15】	[可搬型重大事故等対処設備]			
		可搬型モニタリングポスト(6号及び7号	主要な設備は、以下のとおりとする。		
		炉共用) 2	・モニタリング・ポスト用発電機📀		
		(「緊急時対策所」と兼用)			
		個 数 15 (予備 1)			
		可搬型放射線計測器 (6 号及び 7 号炉共	(4) 使用済燃料プールの状態監視に用い		
		用) ②	る設備		
		一式(予備を含む)	重大事故等時の使用済燃料プール上部		
			の空間線量率を測定するための使用済燃		
		小型船舶(海上モニタリング用)(6 号及	料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低		
		び7号炉共用)	レンジ) については,「4.3 使用済燃料プ		
		<u>個 数 1 (予備 1) ①-4</u>	ールの冷却等のための設備」に記載する。		
			♦		
		可搬型気象観測装置(6 号及び 7 号炉共	(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用い		
		用)	る設備		
		<u>個 数 1 (予備 1) ②-3</u>	重大事故等時の原子炉格納容器内の放		
			射線量率を測定するための格納容器雰囲		
			気放射線モニタについては、「6.4 計装		
			設備 (重大事故等対処設備)」に記載する。		
			♦		

市色: 禄式でに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 亜水車頃との対比率

		要求事項との対	比表	: 前回提出時からの変更箇所		
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	畑 右	
		ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構	(6) 格納容器圧力逃がし装置等の状態監			
		造及び設備	視に用いる設備			
		(2) 非常用電源設備の構造	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化			
		(iv) 代替電源設備	ベント系の排出経路における放射性物質			
		d. 燃料補給設備による給油	濃度を測定するためのフィルタ装置出口			
		可搬型代替注水ポンプ (A-1 級), 可搬	放射線モニタ及び耐圧強化ベント系放射			
		型代替注水ポンプ (A-2 級), 大容量送水	線モニタについては、「9.5 水素爆発に			
		車(熱交換器ユニット用),大容量送水車	よる原子炉格納容器の破損を防止するた			
		(原子炉建屋放水設備用), 大容量送水車	めの設備」に記載する。◊			
	モニタリングポスト用発電機は,軽油タ	(海水取水用), モニタリング・ポスト用		・同趣旨の記載ではあるが、表	非常用電源設備	
	ンク (「重大事故等時のみ 6,7 号機共用」,	発電機及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対	(7) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の放	現の違いによる差異あり。	4.3 その他発電装置の燃料	
	「7号機設備,重大事故等時のみ6,7号機	策所用可搬型電源設備 <u>は,軽油タンクから</u>	射線量の測定に用いる設備	・要求事項に対する設計の明	補給設備	
	共用」) からタンクローリ (4kL) (7 号機設	タンクローリ (4kL) を用いて燃料を補給	5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内へ	確化。		
	備, 6,7号機共用) を用いて燃料を補給で	<u>できる設計とする。</u> ⑦-1	の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又			
	きる設計とする。		は防止するための加圧判断ができるよう,			
	⑦-1【75条16】	一以下余白一	放射線量を監視,測定するための可搬型エ			
			リアモニタ (対策本部・待機場所) につい			
			ては,「10.9 緊急時対策所」に記載する。			
			♦			
	(多様性,位置的分散)		8.1.2.2.1 多様性,位置的分散	・同趣旨の記載ではあるが、表	施設の基本設計方針には記載	
	基本方針については,「5.1.2 多様性,		<u>基本方針については,「</u> 1.1.7.1 <u>多様</u>	現の違いによる差異あり。	しない。	
	位置的分散等」に示す。Ⅰ		性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。	・技術基準規則 54 条の要求事		
			I	項に関する基本方針について		
				呼び込む旨を記載。		
			可搬型モニタリングポストは,屋外のモ			
			ニタリング・ポストと離れた5号炉原子炉			
			建屋内緊急時対策所及び屋外の高台保管			
			場所に分散して保管することで,共通要因			
			によって同時に機能を損なわないよう位			
			置的分散を図る設計とする。◆			
			可搬型放射線計測器は、屋外に保管する			
			放射能観測車と離れた 5 号炉原子炉建屋			
			内緊急時対策所に保管することで,共通要			
			因によって同時に機能を損なわないよう			

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	比衣		:前回提出時が	-500发文画//
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書		設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	\/\H 与
			位置的分	↑散を図る設計とする。 ◇		
			小型船	紬 (海上モニタリング用) は、予		
			備と分散	なして屋外の高台保管場所に保管		
			すること	で,共通要因によって同時に機能		
			を損なわ	ないよう位置的分散を図る設計		
			とする。	♦		
			可搬型	!気象観測装置は,屋外の気象観測		
			設備と離	能れた屋外の高台保管場所に分散		
			して保管	することで, 共通要因によって同		
			時に機能	色を損なわないよう位置的分散を		
			図る設計	·とする。�		
			モニタ	リング・ポスト用発電機は、常用		
			所内電源	取けるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
			グ・ポス	ト 2, 5, 8 周辺エリアに設置する		
			ことで、	共通要因によって同時に機能が損		
			なわれな	いよう位置的分散を図る設計と		
			する。ぐ	>		
	(悪影響防止)		8. 1. 2. 2.	2 <u>悪影響防止</u>	・同趣旨の記載ではあるが、表	施設の基本設計方針には記載
	基本方針については,「5.1.3 悪影響防		基本力	<u>5針については、「</u> 1.1.7.1 多様	現の違いによる差異あり。	しない。
	止等」に示す。Ⅱ		性,位置	でおります。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	・技術基準規則 54 条の要求事	
			П		項に関する基本方針について	
					呼び込む旨を記載。	
			可搬型	セニタリングポスト, 可搬型放射		
			線計測器	は,小型船舶(海上モニタリング用)		
			及び可搬	型気象観測装置は,他の設備から		
			独立して	単独で使用可能とし,他の設備に		
			悪影響を	・及ぼさない設計とする。 💠		
			モニタ	リング・ポスト用発電機は,通常		
			時は遮断	一器により切り離し,重大事故等時		
			に遮断器	を投入することで,他の設備に悪		
			影響を及	はざない設計とする。 💠		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

要求事項と	の対比素
安米争坦と	この別に衣

		要求事項との対	寸比表		:前回提出時からの変更箇所	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置	愛更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	V⊞ <sup>2</sup> ¬
	(共用の禁止)		8. 1. 2. 2. 3	共用の禁止	・同趣旨の記載ではあるが、表	施設の基本設計方針には記載
	基本方針については,「5.1.3 悪影響防		基本方針に	<u>ついては,「</u> 1.1.7.1 多様	現の違いによる差異あり。	しない。
	止等」に示す。Ⅲ		性,位置的分散	改, <u>悪影響防止等」に示す。</u>	・技術基準規則 54 条の要求事	
			Ш		項に関する基本方針について	
					呼び込む旨を記載。	
	モニタリングポスト用発電機は,モニタ		モニタリンク	ブ・ポスト用発電機は, モニ	・同趣旨の記載ではあるが、表	非常用電源設備
	リングポストに給電する設備であるため,		<u>タリング</u> ・ポス	トに給電する設備であるた	現の違いによる差異あり。	5. 設備の共用
	モニタリングポストと同様に6号機及び7		め, モニタリン	<u>/グ・ポストと同様に6号及</u>	・技術基準規則 54 条の要求事	
	号機で共用することで,操作に必要な時間		び7号炉で共用	目することで,操作に必要な	項のうち、共用に関する設計	
	及び要員を減少させて安全性の向上を図		時間及び要員を	を減少させて安全性の向上	について記載。	
	る設計とする。モニタリングポスト用発電		を図る設計とす	<u>   1                                  </u>		
	機は、共用により悪影響を及ぼさないよ					
	う, 号機の区分けなく使用できる設計とす					
	る。					
	Ⅲ-1【75条17】					
	(容量等)		8. 1. 2. 2. 4 室	字量等	・同趣旨の記載ではあるが、表	施設の基本設計方針には記載
	基本方針については,「5.1.4 容量等」		基本方針に	ついては,「1.1.7.2 容量	現の違いによる差異あり。	しない。
	に示す。 <mark>IV</mark>		<u>等」に示す。</u> IV	V	・技術基準規則 54 条の要求事	
					項に関する基本方針について	
			可搬型モニク	タリングポスト及び可搬型	呼び込む旨を記載。	
			放射線計測器は	は,炉心の著しい損傷及び原		
			子炉格納容器0	の破損が発生した場合に放		
			出されると予想	想される放射性物質の濃度		
			及び放射線量を	と測定できるよう,「発電用		
			軽水型原子炉加	施設における事故時の放射		
			線計測に関する	る審査指針」に定める測定上		
			限値を満足する	る設計とする。◆		
			可搬型モニタ	アリングポストの保有数は,		
			6号及び7号炉	i共用で, モニタリング・ポ		
			ストの機能喪失	失時の代替としての9台,発		

小巴・陳八つ に関うる記載 (刊音及び「麻) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	付比表		:前回提出時からの変更箇所	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書		設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			電所海側	等での監視・測定のための5台,		
			5 号炉原	(子炉建屋内緊急時対策所の加圧		
			判断用と	しての 1 台と故障時及び保守点		
			検による	う 待機除外時のバックアップ用と		
			して1台	(6号及び7号炉共用)を保管す		
			る。 �			
			可搬型	型放射線計測器のうち可搬型ダス		
			ト・よう	素サンプラ, NaI シンチレーショ		
			ンサーベ	イメータ, GM 汚染サーベイメー		
			タ及び電	離箱サーベイメータの保有数は、		
			放射能翻	烈車の代替並びに発電所及びそ		
			の周辺	(発電所の周辺海域を含む。)にお		
			いて発電	<b>記用原子炉施設から放出される放</b>		
			射性物質	<b>重の濃度及び放射線量を測定し得</b>		
			る十分な	:個数として,6号及び7号炉共用		
			で 2 台	と故障時及び保守点検による待機		
			除外時の	バックアップ用として1台(6号		
			及び7号	- 炉共用) を保管する。 可搬型放射		
			線計測器	いうち ZnS シンチレーションサ		
			ーベイメ	ータの保有数は,発電所及びその		
			周辺(発	電所の周辺海域を含む。)におい		
			て発電用	]原子炉施設から放出される放射		
			性物質の	)濃度を測定し得る十分な個数と		
				号及び7号炉共用で1台と故障時		
			及び保守	『点検による待機除外時のバック		
				として 1 台(6 号及び 7 号炉共		
			用)を保	! と管する。 ♦		
				治的 (海上モニタリング用) は、発		
				辺海域において,発電用原子炉施		
				は出される放射性物質の濃度及び		
				この測定を行うために必要な設備		
				を積載し得る十分な個数として、		
				7号炉共用で1台と故障時及び保		
				こよる待機除外時のバックアップ		
			-1 W.W.	- O. O. 14 DXD4071 04 427 7 7 7 7 7 7		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	要水争頃との 設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備 考
旭成の仅例基準に関する規則	<b>左</b> 平成司刀□(仮)	4×	用として1台(6号及び7号炉共用)を保	及い基本政計力到との利比	
			管する。   「京都別与角知測は異は 「京季田原フ原		
			可搬型気象観測装置は、「発電用原子炉		
			施設の安全解析に関する気象指針」に定め		
			る観測項目を測定できる設計とする。◇		
			可搬型気象観測装置の保有数は,気象観		
			測設備が機能喪失しても代替し得る十分		
			な個数として、6号及び7号炉共用で1台		
			と故障時及び保守点検による待機除外時		
			のバックアップ用として1台(6号及び7		
			号炉共用)を保管する。◆		
			モニタリング・ポスト用発電機は,常用		
			所内電源復旧までの期間, モニタリング・		
			ポスト 3 台に必要な電力を供給できる容		
			量を有するものを6号及び7号炉共用で3		
			台設置する設計とする。◆		
			可搬型モニタリングポスト, 可搬型ダス		
			ト・よう素サンプラ, NaI シンチレーショ		
			ンサーベイメータ, GM 汚染サーベイメー		
			タ, ZnS シンチレーションサーベイメー		
			タ,電離箱サーベイメータ及び可搬型気象		
			観測装置の電源は, 蓄電池又は乾電池を使		
			用し,予備品と交換することで,重大事故		
			等時の必要な期間測定できる設計とする。		
			♦		
	(環境条件等)		8.1.2.2.5 環境条件等	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが、表</li></ul>	施設の基本設計方針には記載
	基本方針については,「5.1.5 環境条件		基本方針については,「1.1.7.3 環境条		しない。
	等」に示す。 <b>V</b>		件等」に示す。 <b>V</b>	・技術基準規則 54 条の要求事	- 0
				項に関する基本方針について	
			   可搬型モニタリングポストは,5号炉原		
			子炉建屋内緊急時対策所内及び屋外に保	, o co p c hotavo	
			管し、並びに屋外に設置し、想定される重		
			日の、単して圧力で以直し、心にされる里		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	讨比表		: 前回提出時からの	り変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書		設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	/佣 /与
			大事故等	時における環境条件を考慮した		
			設計とす	る。可搬型モニタリングポストの		
			操作は, 1	重大事故等時において設置場所で		
			可能な設	骨とする。◊		
			可搬型	放射線計測器は、5号炉原子炉建		
			屋内緊急	時対策所内に保管し,及び屋内又		
			は屋外で	使用し,想定される重大事故等時		
			における	環境条件を考慮した設計とする。		
			可搬型放	対線計測器の操作は,重大事故等		
			時におい	て使用場所で可能な設計とする。		
			♦			
			小型船	舶 (海上モニタリング用) は,屋		
			外に保管	し,及び屋外で使用し,想定され		
			る重大事	は等時における環境条件を考慮		
			した設計	とする。また,小型船舶(海上モ		
			ニタリン	グ用)は、海で使用するため、耐		
			腐食性材	料を使用する設計とする。小型船		
			舶(海上	モニタリング用)の操作は,重大		
			事故等時	Fにおいて使用場所で可能な設計		
			とする。	♦		
			可搬型	気象観測装置は、屋外に保管し、		
			及び屋外	に設置し,想定される重大事故等		
			時におけ	る環境条件を考慮した設計とす		
			る。可搬	型気象観測装置の操作は, 重大事		
			故等時に	おいて設置場所で可能な設計と		
			する。 💠	>		
			モニタ	リング・ポスト用発電機は,屋外		
			に設置し	, 想定される重大事故等時におけ		
			る環境条	件を考慮した設計とする。モニタ		
			リング・	ポスト用発電機の操作は, 重大事		
			故等時に	おいて設置場所で可能な設計と		
			する。 💠	>		
·	•				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	†比表		
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII 3
	(操作性の確保)		8.1.2.2.6 操作性の確保	・同趣旨の記載ではあるが、表	施設の基本設計方針には記載
	基本方針については,「5.1.6 操作性」		<u>基本方針については,「</u> 1.1.7.4 <u>操作性</u>	現の違いによる差異あり。	しない。
	に示す。VI		及び試験・検査性 <u>」に示す。</u> VI	・技術基準規則 54 条の要求事	
				項に関する基本方針について	
			可搬型モニタリングポスト及び可搬型	呼び込む旨を記載。	
			気象観測装置は,屋内及び屋外のアクセス		
			ルートを通行し、車両等により運搬するこ		
			とができるとともに、設置場所において、		
			固縛等の転倒防止措置が可能な設計とす		
			る。可搬型モニタリングポスト及び可搬型		
			気象観測装置は,測定器と蓄電池を簡便な		
			接続方式により確実に接続できるととも		
			に、設置場所において、操作スイッチによ		
			り操作ができる設計とする。◆		
			可搬型放射線計測器は,屋内及び屋外の		
			アクセスルートを通行し、人が携行して使		
			用可能な設計とする。可搬型放射線計測器		
			は、使用場所において、操作スイッチによ		
			り操作ができる設計とする。◆		
			小型船舶 (海上モニタリング用) は,屋		
			外のアクセスルートを通行し,車両等によ		
			り運搬することができる設計とする。小型		
			船舶 (海上モニタリング用) は,使用場所		
			において、操作スイッチにより起動し、容		
			易に操縦ができる設計とする。◆		
			モニタリング・ポスト用発電機は, 設置		
			場所において,操作スイッチにより操作が		
			できるとともに、遮断器操作により通常時		
			に使用する系統からの切替操作ができる		
			設計とする。◊		
			8.1.2.3 主要設備及び仕様		
			放射線管理設備 (重大事故等時) の主要		
			機器仕様を第8.1-2表に示す。 🤣		
	<u> </u>		1	L	

市色: 禄式でに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

#### 亜水車頃との対比率

		要求事項との対	比表		: 前回提出時から	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書		設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	/佣 石
	(試験検査)		8. 1. 2. 4	試験検査	・同趣旨の記載ではあるが、表	施設の基本設計方針には記載
	基本方針については,「5.1.6 試験・検		基本方	針については,「1.1.7.4 操作性	現の違いによる差異あり。	しない。
	査性」に示す。 <mark>Ⅶ</mark>		及び試験	・検査性」に示す。 <mark>Ⅶ</mark>	・技術基準規則 54 条の要求事	
					項に関する基本方針について	
			可搬型	モニタリングポスト, 可搬型放射	呼び込む旨を記載。	
			線計測器	のうち NaI シンチレーションサ		
	一以下余白一		ーベイメ	ータ, GM 汚染サーベイメータ,	一以下余白一	一以下余白一
			ZnS シン	チレーションサーベイメータ及		
			び電離箱	サーベイメータ並びに可搬型気		
			象観測装	置は,発電用原子炉の運転中又は		
			停止中に	,模擬入力による機能・性能の確		
			認(特性	確認) 及び校正ができる設計とす		
			る。 �			
			可搬型	放射線計測器のうち可搬型ダス		
			ト・よう	素サンプラ及び小型船舶(海上モ		
			ニタリン	グ用) は,発電用原子炉の運転中		
			又は停止	中に、機能・性能の確認 (特性確		
			認)及び	外観の確認ができる設計とする。		
			♦			
			モニタ	リング・ポスト用発電機は,発電		
			用原子炉	の運転中又は停止中に,模擬負荷		
			による機	能・性能の確認(特性確認)がで		
			きる設計	とする。また、分解検査が可能な		
			設計とす	る。�		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

		安水争頃との対	2000		· 150 D.C. E. C.	
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置	変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	:	添付書類八	及び基本設計方針との対比	DHI 17
			第8.1-2表 5	放射線管理設備(重大事故		
			等時)の主要機	器仕様◈		
			(1) 環境モニタ	リング設備		
			a. 固定式モニ	タリング設備		
			(a) モニタリン	グ・ポスト用発電機(6号		
			及び7号炉共用	j)		
			ディーゼルエン	ジン		
			個 数	3		
			使用燃料	軽油		
			発電機			
			種 類	3 相同期発電機		
			容量	約 40kVA/台		
			力 率	0.8		
			電 圧	460V		
			周波数	50Hz		
			b. 移動式モニ	タリング設備		
			(a) 可搬型モニ	タリングポスト (6 号及び		
			7 号炉共用)			
			兼用する設備は	以下のとおり。		
			・緊急時対策所	(重大事故等時)		
			種類	NaI (T1) シンチレーシ		
			ョン			
			半導体			
			計測範囲	$10\sim10^9 \mathrm{nGy/h}$		
			個 数	15 (予備 1)		
			伝送方法	無線		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	付比表	: 前回提出時から <i>の</i>	変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII → →
			(b) 可搬型放射線計測器 (6 号及び7 号炉		
			共用)		
			(b-1) <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>		
			<u>個数</u> <u>2(予備1)</u>		
			(b-2) NaI シンチレーションサーベイメー		
			<u>B</u>		
			ー 種類 NaI (T1) シンチレーシ		
			ョン		
			計測範囲 0.1~30 μ Gy/h		
			個数 2 (予備 1)		
			(b-3) GM 汚染サーベイメータ		
			種 類 GM 管		
			計測範囲 0~100kmin <sup>-1</sup>		
			個 数 2 (予備 1)		
			(b-4) ZnS シンチレーションサーベイメー		
			<u>夕</u>		
			<del>左</del>   種 類 ZnS (Ag) シンチレーシ		
			国ン		
			計測範囲 0~100kmin <sup>-1</sup>		
			個数 1 (予備 1)		
			() よ) 毎解放みーベノノーカー		
			(b-5) <u>電離箱サーベイメータ</u> ①-5 新		
			種 類 電離箱		
			計測範囲 0.001~1000mSv/h		
			個 数 2 (予備 1)		
			c. 小型船舶 (海上モニタリング用) (6 号		
			及び7号炉共用) ① (①-3)		
			個 数 1 (予備 1)		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争頃とのメ	NILX L	. 前回旋山时//*/20	- 2224///
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	V⊞ <b>2</b> 7
			d. 可搬型気象観測装置 (6 号及び 7 号炉		
			共用)		
			観測項目 風向,風速,日射量,放		
			射収支量,雨量		
			個 数 1 (予備 1)		
			   伝送方法 無線		
			(2) プロセス放射線モニタリング設備		
			a. 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			<ul><li>計装設備(重大事故等対処設備)</li></ul>		
			<ul><li>放射線管理設備(通常運転時等)</li></ul>		
			個 数 2		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> Sv/h		
			b. 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			<ul><li>計装設備(重大事故等対処設備)</li></ul>		
			<ul><li>放射線管理設備(通常運転時等)</li></ul>		
			個 数 2		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> Sv/h		
			c. フィルタ装置出口放射線モニタ		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			<ul><li>計装設備(重大事故等対処設備)</li></ul>		
			・水素爆発による原子炉格納容器の破損		
			を防止するための設備		
			個 数 2		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> mSv/h		

赤色: 様式つに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	ı	要水争頃とり	//J/LIX		
実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	E. an
			d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			• 計装設備(重大事故等対処設備)		
			・水素爆発による原子炉格納容器の破損		
			を防止するための設備		
			個 数 2		
			計測範囲 $10^{-2}\sim 10^5 \mathrm{mSv/h}$		
			(3) エリア放射線モニタリング設備		
			a. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ		
			(高レンジ・低レンジ)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・使用済燃料プールの冷却等のための設		
			備		
			<ul><li>計装設備(重大事故等対処設備)</li></ul>		
			高レンジ		
			個 数 1		
			計測範囲 10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> mSv/h		
			低レンジ		
			個 数 1		
			計測範囲 6 号炉 10-2~		
			$10^5 \text{mSv/h}$		
			7 号炉 10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>4</sup> mSv/h		
			b. 可搬型エリアモニタ(対策本部)(6号		
			及び7号炉共用)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			<ul><li>緊急時対策所(重大事故等時)</li></ul>		
			種類半導体		
			計測範囲 0.001~99.9mSv/h		
			個 数 1 (予備 1※1)		
			M		
			タ(待機場所)と一部兼用		
			ク(1寸1茂物川)と一部淅川		

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第75条 監視測定設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

小巴・陳八つ に関うる記載 (刊音及び「麻) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属	設工認申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1/H ·/5
			c. 可搬型エリアモニタ (待機場所) (6 号		
			及び7号炉共用)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・緊急時対策所 (重大事故等時)		
			種 類 半導体		
			計測範囲 0.001~99.9mSv/h		
			個 数 1 (予備 1※2)		
			※2 可搬型エリアモニタ(対策本部)と		
			一部兼用		
			一以下余白一		

【第75条 監視測定設備】

: 該当なし※:条文全体に関わる説明書: 前回提出時からの変更箇所

様式-6

### 夕久立の記記の世に十

各条文の設計の考え方						
第7	第75条(監視測定設備)					
1. 1	技術基準規則の条文,	解釈への適合性に関する考え方				
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	説明資料等	
1	放射性物質の濃度及 び放射線量を監視し, 及び測定し,並びにそ の結果を記録できる 設備の施設	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1項	1a), 1b)	b, e, f, g	
2	風向,風速その他の気 象条件を測定し,及び その結果を記録する ことができる設備の 施設	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	2項	_	b, d	
3	可搬型モニタリング ポストによる放射線 量の測定及び代替測 定	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1a),1b)	b, e, f	
4	可搬型放射線計測器 による空気中の放射 性物質の濃度の代替 測定	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1a),1b)	b, e, f, g	
5	可搬型気象観測装置 による気象観測項目 の代替測定	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	2項	_	b, d, e	
6	モニタリングポスト の代替交流電源設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1c)	a, b, e, f, h, i	
7	燃料補給設備による給油	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	_	b, h	
1.2 技術基準規則第 54 条への適合性に関する考え方						
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	説明資料等	

#### 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第75条 監視測定設備】

:該当なし※:条文全体に関わる説明書:前回提出時からの変更箇所

			· marean (1/10)		
多様性, 位置的分散等	多様性,位置的分散等に関する基本 方針の呼び込み先を記載する。	_	_	С	
悪影響防止	悪影響防止に関する基本方針の呼 び込み先を記載する。		_	С	
共用の禁止	共用の禁止に関する基本方針の呼 び込み先を記載する。 なお、個別設計についても記載す る。	_		a, c	
容量等	容量等に関する基本方針の呼び込 み先を記載する。	_	_	b	
環境条件等	環境条件等に関する基本方針の呼 び込み先を記載する。		_	С	
操作性の確保	操作性の確保に関する基本方針の 呼び込み先を記載する。	_	_	С	
試験検査	試験検査に関する基本方針の呼び 込み先を記載する。	_	_	c	
設置許可本文のうち, 基	基本設計方針に記載しないことの考え	方			
項目	項目    考え方				
設置許可本文内の重 複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。			_	
仕様	要目表として整理又は記載を明確化するため記載しない。			_	
文章, 表又は図の呼込み	設置許可内での文章,表又は図の呼込みであるため記載しない。			_	
他条文に関する記載	載 第73条に対する設計方針であり,第73条に包括して記載 するため記載しない。				
3. 設置許可添八のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
項目	考え方			説明資料等	
設置許可本文との重 複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。			_	
文章, 表又は図の呼込み	設置許可内での文章,表又は図の呼込みであるため記載しない。			_	
他条文に関する記載	第69条に対する設計方針であり、第69条に包括して記載するため記載しない。			_	
他条文に関する記載	る記載 第73条に対する設計方針であり,第73条に包括して記載 するため記載しない。			_	
	悪影響防止  共用の禁止  容量等 環境条件等 操作性の確保  試験検査  設置許可本文のうち、 項目  設置記載  仕様 文み  他条文に関する記載  交込み  他条文に関する記載  支込み  を関する記載  で込み  を関する記載  で込み  を関する記載  を関する記載  を関する記載  を関する記載	多様性, 位置的分散等         方針の呼び込み先を記載する。           悪影響防止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。         共用の禁止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。なお、個別設計についても記載する。なお、個別設計についても記載する。深境条件等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。           環境条件等         環境条件等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。           試験検査         試験検査に関する基本方針の呼び込み先を記載する。           試験検査         試験検査に関する基本方針の呼び込み先を記載する。           設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え項目         考え方           設置許可本文内の重複記載         として整理又は記載を明確化文章、表又は図の呼びない。           投資・表又は図の呼込みのいるために載しない。         ない。           投資計可ありのうち、基本設計方針に記載しないことの考え項目         考え方           設置許可本文との重複記載         設置許可本文にある同趣旨の記載をない。           文章、表又は図の呼込みのいるない。         設置許可内での文章、表又は図の呼びない。           文章、表又は図の呼込みのいるない。         設置許可内での文章、表又は図の呼びない。           本会に関する記載         第69条に対する設計方針であり、第するため記載しない。           他条文に関する記載         第73条に対する設計方針であり、第年をから記載しない。           他条文に関する記載         第73条に対する設計方針であり、第年をから記載しない。	多様性,位置的分散等         方針の呼び込み先を記載する。         一           悪影響防止         悪影響防止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。         一           共用の禁止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。         なお、個別設計についても記載する。           容量等         容量等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。         一           環境条件等         環境条件等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。         一           操作性の確保         操作性の確保に関する基本方針の呼び込み先を記載する。         一           設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方         基本設計方針に記載しないことの考え方           設置許可本文内の重複記載         設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。           大章、表又は図の呼込みである。         ない。           企業で、表文は図の呼込みである。         ない。           数置許可本文との重複記載         設置許可本文との重複記載しないことの考え方           設置許可本文との重複記載         設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するがない。           文章、表又は図の呼込みである。         ない。           文章、表又は図の呼込みである。         ない。           (他条文に関する記載         第69条に対する設計方針であり、第69条に包含するため記載しない。           他条文に関する記載         第73条に対する設計方針であり、第73条に包含するため記載しない。	## 一	

#### 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第75条 監視測定設備】

:該当なし※:条文全体に関わる説明書:前回提出時からの変更箇所

\$	他条文に関する記載 第67条に対する設計方針であり,第67条に包括して記載 するため記載しない。		_		
6	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	_		
♦	設備の健全性に関す る記載	_			
<b>⟨</b> 8⟩	仕様	要目表として整理するため記載しない。	_		
\$	設置許可添八内の重 複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	_		
\$10	他条文に関する記載	第76条に対する設計方針であり、第76条に包括して記載するため記載しない。	_		
4.	詳細な検討が必要な事項	Į			
No.	記載先				
а	単線結線図				
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
С	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
d	環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面				
е	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書				
f	放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面				
g	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書				
h	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図				
i	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
*	発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書				
*	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書				